



宮 崎 県 公 報

平成20年7月11日（金曜日）号外 第39号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料（送 料 共） 1 年 36,000 円

目 次

公 告	頁	手続の公表……………（港湾課） 1
○みやざき臨海公園の指定管理者の指定の申請の		○都市公園等の指定管理者の指定の申請の手続の 公表……………（公園下水道課） 2

公 告

宮崎県港湾管理条例（昭和38年宮崎県条例第18号）第17条の4及び公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2の規定により、宮崎港マリナー施設及び宮崎県サンビーチツ葉（以下「みやざき臨海公園」という。）の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

平成20年7月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的次に掲げる公の施設の管理は、指定管理者に指定された一の法人その他の団体がこれらの施設を一体として行うものとする。

名 称	所 在 地	設 置 目 的
宮崎港マリナー施設	宮崎県宮崎市新別府町前浜 1,400番16他	広く県民が憩える快適な水辺空間を提供するとともに、海洋性レクリエーション拠点を創出することにより、県民福祉の向上を図ることを目的とする。
宮崎県サンビーチツ葉	宮崎県宮崎市阿波岐原町前浜 4,277番32及び 4,277番32地先	

- 2 指定期間
平成21年4月1日から平成24年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。
- 3 指定管理者の業務
 - (1) みやざき臨海公園の施設の利用に関する業務
 - (2) みやざき臨海公園の施設（附属設備を含む。）の維持及び保全に関する業務
 - (3) その他みやざき臨海公園の管理運営に関して知事が必要と認める業務
- 4 指定管理者が行う管理の基準
宮崎県港湾管理条例第17条の6、公の施設に関する条例第10条の4、港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則（昭和38年宮崎県規則第31号）第17条及び宮崎県サンビーチツ葉管理規則（平成13年宮崎県規則第46号）第10条に規定する管理の基準

による。

- 5 指定管理者の指定方法
知事は、申請のあったものの中から、指定管理者候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。
- 6 指定管理者指定の申請に必要な資格
法人その他の団体（以下「団体」という。）で次に掲げるすべての要件を満たすものとする。
 - (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は設置しようとする団体であること。
 - (2) 法人にあっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
 - (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
 - (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
 - (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
 - (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
 - (9) 小型船舶免許（一級又は二級）及びクレーン運転士免許を取得した者を従事させることができるものであること。
- 7 指定管理者候補者の選定に係る審査基準
指定管理者候補者の選定は、宮崎県港湾管理条例第17条の4第3項及び公の施設に関する条例第10条の2第3項の規定により以下の基準に基づいて行う。
 - (1) 住民の平等な利用が確保されること。
 - (2) 事業計画書の内容が、みやざき臨海公園の効用を最大限に発揮するものであること。
 - (3) 事業計画書の内容が、管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。

- (4) 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
 (5) 地域への貢献等に対する取り組みを行うものであること。

8 指定管理者候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書及び宮崎港マリナ施設及び宮崎県サンビーチーツ葉指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置するみやざき臨海公園指定管理者候補者選定委員会が審査を行い、指定管理者候補者を選定する。

9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

(1) 配布場所及び請求先

ア 宮崎県県土整備部港湾課空港・ポートセールス担当 宮崎県宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985(26)7189

イ 宮崎県中部港湾事務所総務課管理担当 宮崎県宮崎市港 1 丁目 18 番地 郵便番号 880-0858 電話番号 0985(24)6224

(2) 配布期間 平成20年7月11日から平成20年9月10日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間

(1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 提出期間 平成20年8月20日から平成20年9月10日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問い合わせ先

宮崎県県土整備部港湾課空港・ポートセールス担当 宮崎県宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985(26)7189

12 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2及び都市公園条例（昭和39年宮崎県条例第24号）第15条の3の規定により、県立青島亜熱帯植物園並びに県立平和台公園、特別史跡公園西都原古墳群、宮崎県総合運動公園、県立阿波岐原森林公園及び宮崎県総合文化公園（以下「都市公園等」という。）の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

平成20年7月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称及び所在地

次に掲げる公の施設の管理は、各区分に応じて指定管理者に指定された一の法人その他の団体がそれぞれ行うものとする。

区 分	名 称	所 在 地
1	県立青島亜熱帯植物園	宮崎県宮崎市青島 2 丁目
	宮崎県総合運動公園（都市公園条例第9条第1項に規定する有料公園施設を除く。）	宮崎県宮崎市大字熊野

2	県立平和台公園	宮崎県宮崎市下北方町
	宮崎県総合文化公園	宮崎県宮崎市船塚 3 丁目
3	特別史跡公園西都原古墳群	宮崎県西都市大字三宅
4	県立阿波岐原森林公園	宮崎県宮崎市下新別府町、山崎町及び阿波岐原町

2 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でないとき、指定管理者の指定を取り消すことがある。

3 指定管理者の業務

- (1) 都市公園等の利用に関する業務
- (2) 都市公園等（附属設備を含む。）の維持及び保全に関する業務
- (3) 都市公園等の利用促進に係る啓発事業に関する業務
- (4) 天災その他緊急事態の発生時における危機管理体制の整備に関する業務
- (5) その他知事が必要と認める業務

4 指定管理者が行う管理の基準

公の施設に関する条例第10条の4、都市公園条例第15条の5、都市公園条例施行規則（昭和61年宮崎県規則第13号）第34条及び県立青島亜熱帯植物園管理規則（平成17年宮崎県規則第79号）第11条に規定する管理の基準による。

5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理者候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

6 指定管理者指定の申請に必要な資格

- (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は設置しようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 法人にあっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けた事実がある者には、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者には、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (9) 複数の団体による共同応募の場合は、その構成団体は、上記の(1)から(8)の全ての資格を満たしていること。

7 指定管理者候補者の選定に係る選定基準

- (1) 住民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、都市公園等の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
- (4) 施設の管理運営に当たり環境保全への対応や地域への貢献が図られること。

8 指定管理者候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書及び宮崎県都市公園等に関する指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県都市公園等指定管理者候補者選定委員会が審査を行い、指定管理者候補者を選定するものとする。

9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

(1) 配布場所及び請求先

- ア 宮崎県県土整備部公園下水道課都市公園担当 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7193
- イ 宮崎県都市公園総合事務所 宮崎県宮崎市大字熊野1443の12 郵便番号 889-2151 電話番号0985(58)5585

- (2) 配布期間 平成20年7月11日から平成20年9月5日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間

- (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 提出期間 平成20年8月20日から平成20年9月5日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問い合わせ先

宮崎県県土整備部公園下水道課都市公園担当 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7193

12 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。